

平成 2 3 年 4 月 2 2 日

平成 2 3 年 第 4 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 3 年 第 4 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成23年 4 月22日（金曜日）午後 1 時57分～午後 2 時52分

2. 場 所 中央公民館 3 0 1 学習室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 小 島 昇 公

社会教育部長 小 俣 学

学 校 教 育 部
参 事 兼
指 導 室 長
今 城 徹

学校教育課長 田 代 雄 己

建 築 課 長 兼
教 育 施 設 担 当
副 参 事
堂 垣 隆 志

給 食 課 長 梶 川 義 夫

統括指導主事 岡 田 博 史

社会教育課長 佐 伯 芳 幸

社 会 教 育 部
副 参 事
（国 体 準 備
担 当）
高 橋 宏 之

中央公民館長
兼 狭 山
公 民 館 長
乙 幡 正 喜

中央図書館長 野 口 弘

6. 書 記

庶 務 係 長 小 川 圭 主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第12号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第4 第13号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について

第5 第14号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱について

第6 第15号議案 平成23年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助
金の交付に伴う諮問について

第7 第16号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について

第8 その他報告事項 (1) 平成23年度教育課程について
(2) 平成24年度使用中学校教科用図書採択について
(3) 平成24年度使用特別支援学級用教科用図書採択に
ついて

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成23年第4回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○佐久間教育長 それでは、平成23年3月28日から平成23年4月18日の間の諸務報告を申し上げます。

平成23年3月28日、初任者研修の修了式に出席いたしました。これは、昨年4月に初任となった教員に対する教育公務員法に定められた研修でありまして、1年間を通じて研修を受けることが義務づけられております。今回は、18人の教員に研修の修了証をお渡しいたしました。

3月30日、小学校新入生への防犯ブザー寄贈式に出席いたしました。読売新聞社から毎年、小学校へ入学する新入生に対して防犯ブザーが寄贈されます。今回は940個が寄贈されました。

3月31日、市職員退職辞令交付式に出席いたしました。今年度の退職者は22人でありました。

同日、退職校長へ退職辞令伝達を行いました。東京都教育委員会からの辞令を伝達したものであります。今年度退職された校長は3人でありました。

4月1日、市職員辞令交付式に出席いたしました。新規採用職員と異動する職員に対する辞令交付であります。今年度、つまり平成23年度の新規採用職員は20人でありました。

同日、校長、副校長、主幹への辞令伝達を行いました。東京都教育委員会からの辞令を伝達したものであります。当市の学校へは異動されてきた校長先生は、

昇任された方が5人、それから転任、普通の異動で来られた方がお一人、それから再任用の方がお一人の計7人であります。副校長は、昇任された方1人、それから転任された方1人であります。主幹に昇任された方は9人であります。

また、同日、校長、副校長合同会議に出席いたしました。

4月4日、新任市職員への研修に出席いたしました。副市長が体調不良で欠席されておりますので、かわりに新任の職員に対し研修を行ったものであります。

同日、市内小中学校へ新任・転任した教職員への辞令伝達を行いました。新規採用教員16人を含め、当市の小中学校へ赴任する教員に対し、東京都教育委員会からの辞令を伝達したものであります。

また、同日、新任教員の初任者研修開講式に出席いたしました。教育公務員法に基づく法定の研修でありまして、1年間を通して研修が行われます。16人の新規採用教員が対象であります。

4月6日、第一小学校の入学式に出席いたしました。

4月7日、第三中学校の入学式に出席いたしました。

4月8日、定例校長会に出席いたしました。年度初めにあたり、異動等で各学校落ちつかないこともあると思いますが、滑り出しをうまくしていただくようお願いしたものであります。

4月11日、保護司会東大和分区総会に出席いたしました。今回、役員改選がありまして、分区長が粕谷勝栄氏から桜が丘にお住まいの佐藤光一氏に変わりました。

4月15日、市職員副参事昇任者への研修に出席いたしました。課長級昇任に伴う議会对応とか、あるいは課の運営についての研修を行ったものであります。

同日、教育委員懇談会に出席いたしました。

4月16日、北多摩西部消防少年団卒入団式に出席いたしました。北多摩西部消防署の育成のもとで、小中学生が防火防災について訓練や普及活動をしているもので、40人ほどの団員が活動しております。平成22年度で3人が卒団し、23年度には新たに6人が入団いたしました。

4月18日、学校と東大和警察署連絡会に出席いたしました。東大和市、武蔵村山市両市内にある小中学校、高校、特別支援学校の校長、生活指導主任教諭等が、東大和警察署と協力して、児童生徒の健全育成に努めようとする連絡会であります。

以上で、諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告についてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第 3 第 12 号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第 3、第12号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第12号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の委員の委嘱は、学校医の任期満了に伴うものであります。前任の委員は、平成23年 3 月31日までの任期でありましたが、ここで任期満了となりましたことから、議案書にありますとおり、東大和市医師会からご推薦いただいた内野秀治氏及び勝目恵一氏のお二人に委嘱を行うものであります。

任期であります、2 年となっておりますが、本来ならば前任に引き続いた平成23年 4 月 1 日からとすべきでありましたが、平成23年度は東大和医師会の役員交代の年度にあたっておりまして、新体制のもとでご推薦をいただく必要があったため、3 月中に委嘱のための事務を行うことが困難であることから、平成23年 5 月 1 日から平成25年 4 月30日までの 2 年間の任期で委嘱するものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 3、第12号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第12号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決します。

◎日程第 4 第 1 3 号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について

○鈴木委員長 日程第 4、第13号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第13号議案 東大和市立郷土博物館長の任命についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、郷土博物館長に任命しております中澤正至氏の任期が、平成23年 4 月 30 日で満了になりますことから、引き続き中澤正至氏を館長に任命いたしたくご提案申し上げるものであります。新しい任期は、平成23年 5 月 1 日から平成24年 4 月 30 日までの 1 年間であります。

なお、中澤正至氏の生年月日、住所、経歴等はお手元の議案書に記載のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 4、第13号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第13号議案 東大和市立郷土博物館長の任命に

ついて、本件を承認と決します。

◎日程第 5 第 14 号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第 5、第14号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立郷土博物館協議会委員の交代についてであります。委員の選出区分であります学校教育関係者から選出されておりました、前東大和市立第十小学校長の井上靖氏、前東大和市立第一中学校長の森岡耕平氏、前都立東大和南高等学校長の山崎登氏の 3 氏が他の地域に転任となりましたことから、後任といたしまして、東大和市立第五小学校長の菅野仁一氏、東大和市立第一中学校長の曾根信行氏、都立東大和南高等学校長の荻野勉氏に委員を委嘱するものであります。任期につきましては、平成23年 4 月22日から平成24年 3 月31日までであります。

なお、氏名、生年月日、住所等につきましては、お手元の議案書のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 5、第14号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱について、本件を承認と決します。

◎日程第6 第15号議案 平成23年度東大和市社会教育関係団体連
合体に対する補助金の交付に伴う諮問につ
いて

○鈴木委員長 日程第6、第15号議案 平成23年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。
教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第15号議案 平成23年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、市が社会教育関係団体に補助金を交付する場合には、社会教育法によりあらかじめ社会教育委員会議の意見を聞いて行うこととされております。平成23年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴い、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会議へ諮問をするためご提案するものであります。

なお、本年度の補助申請額は384万6,400円で、平成22年度の補助申請額と同額となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。
ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

日程第6、第15号議案 平成23年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第15号議案 平成23年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認と決します。

◎日程第7 第16号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について

○鈴木委員長 日程第7、第16号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第16号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立図書館協議会委員の交代についてであります。委員の選出区分であります学校教育関係者から選出されていまして前東大和市立第七小学校長の鎌田信宏氏が退職となりましたことから、後任といたしまして、東大和市立第十小学校長の杉本信代氏に委員を委嘱するものであります。任期につきましては、平成23年4月22日から平成24年3月31日までであります。

なお、氏名、生年月日、住所等につきましては、お手元の議案書のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第16号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第16号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を承認と決します。

◎日程第 8 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第 8、その他報告事項を行います。

報告事項 1 平成23年度教育課程について、本件の報告をお願いいたします。
指導室長。

○今城学校教育参事兼指導室長 それでは、私のほうから平成23年度教育課程の分析について報告をさせていただきます。

お手元の資料に沿いましてご説明を差し上げます。

まず 1 番、儀式的な行事、年間授業日数、時数、そして単位時間についてであります。

小学校、中学校に分かれております。まず初めに小学校であります。

儀式的行事につきましては、すべての学校同一日というふうになっております。年間の授業日数であります。小学校は 1 年生から 4 年生までと 5、6 年生が 1 日違います。これは、卒業式の関係であります。1 年生から 4 年生までは 204 日の授業日数であります。九小の 4 年生だけ 205 日、これは九小の場合は、4 年生、5 年生が卒業式に参列することによるものであります。5、6 年生は 205 日であります。

単位時間としましては、小学校は 45 分を 1 単位時間として、週当たり 27 コマ、または 28 コマの設定であります。

道徳につきましては、これは標準時数と決められています 35 時間の設定であります。1 年生の場合には 34 時間というふうに標準時数は設定されており、そのとおりの時数であります。

特別活動につきましても、道徳と同じ標準時数に定められている時間数はすべての学校で適用されております。

クラブ活動につきましては、20 回ということですのですべての学校が設定をしております。

さらには、安全指導、避難訓練の回数も、10 校同じ回数設定しています。これは、指導要領等にも示された回数をすべてクリアしているものでございます。

続いて、(2) の中学校であります。

儀式的な行事につきましては、中学校も 5 校すべて同じ日程で進めてまいります。

年間の授業日数につきましては、1年生、2年生、3年生違いますけれども、基本的には学校がほぼ同じであります。1校のみ日数が若干違いますけれども、これは第五中学校であります。第五中学校の場合にはまた後ほど出てまいります。土曜日の授業に伴って振り替えをとらないことが複数回あるため、授業日数は他校に比べて増加しているというものであります。

単位時間は、中学校は50分単位でございます。週当たり28コマ、5校であります。

また、三中につきましては、モジュールによる授業を設定している、これを含めての28コマという設定になっております。

年間授業時数につきましては、最低という言い方が好ましいかどうかわかりませんが、一番少ないところで四中がそこに書いてあるとおり、学年によって若干時間は違います。一番多いところでは三中の設定であります。

続きまして、学級活動につきましては、やはり学校によって若干のばらつきがありますけれども、基本的には指導要領で定められている標準時数はきちんとクリアしているものであります。

道徳につきましても同じでございます。

安全指導そして避難訓練につきましても、回数的には標準時数をクリアしているものであります。

職場体験につきましては、そこにあるように3つの学校が2年生で、2つの学校が1年生で実施をしております。日数につきましては2日から3日の設定であります。

続きまして2番、選択教科についてでございます。

これは、中学校でございますが、1年生から3年生までの選択教科についての時数、教科等をそこにあらわしました。来年度いよいよ全面実施になります新学習指導要領につきましては、選択教科の設定がなくなるというところであります。今、移行期間中ということで、徐々に減らしていついていくという状況であります。

3番のその他であります。このその他というのは、教育課程の中に位置づけています学校の基本方針、そして指導の重点に入っているキーワード、文言であります。人権尊重から右下の環境教育まで、今日的な学校の教育課題、重点になる文言がここに掲げられていますが、さまざまな学校で取り入れ、文言を使っているというところであります。

なお、小中連携という文言はここにはあらわしておりませんのは、小中連携につきましては、東大和市の小中学校すべての学校が基本方針、指導の重点に入れることという形でお話をさせていただいておる関係で、ここには突出して記載しておりません。15校すべてに小中連携の言葉は入っているということでもあります。

4 番目、「総合的な学習の時間」につきましては、小学校、そして中学校はそれぞれそのような時間数で設定をしております。

5 番は、英語活動についてであります。教科、領域等の名称で言いますと小学校の場合には外国語活動というのが名称であります。中学校は外国語であります。ここでは、小学校をあらわしておりますけれども、小学校1年生から4年生までは、外国語活動と言ったり英語活動と言ったりさまざまな言い方がありますものですから、英語活動と記載しました。小学校5、6年生はもう今年度からすべての学校で35時間設定をするということになっておりますので、10校がすべてこの時間数を設定しております。週当たりでいうと1時間の設定という形になります。

なお、参考までに小学校1年生から4年生までが、どの程度英語活動を取り入れているか、そこに記載をさせていただいております。

6 番目は、特色ある教育活動の中に出てくる文言をまとめたものであります。どれも、やはり先ほどの3番のその他と同じように、今日的な教育の課題が挙げられているものであります。

続きまして、7 番です。7 番は、生活指導・進路指導という項目に掲げられた主な文言であります。これも、どの学校もやはり同じような文言を使っているということで、特に生活指導・進路指導で重要であると考えられる、基本的な生活習慣、人権尊重、教育相談、安全・安心、キャリア教育というのがすべての学校で文言として入れているものであります。

8 番は、土曜日の授業についてであります。土曜日の授業のあり方について、できるだけ学校行事、そして授業を公開し、地域の方々の学校教育への理解とそして参加意識を高める、そのねらいを持って、年間数回設定をしているところであります。

なお、先ほども出ました第五中学校は4回学校公開を行っているうちに、授業公開の2回を振り替えなしで行っております。

東大和の教育委員会としての学校へ対する指示の仕方としましては、基本的には東大和市の場合には、土曜日に授業したら振り替えを取るというのが原則であ

ります。授業時数を確保するために土曜授業をやって振り替えを取らないという趣旨を持ってはおりません。ですが、2週間を1つのスパンとして考えて、2週間の中で通常でいいますと4日の休みが子どもたちにはあるわけです、土日、土日とありますので。ですから、1週間で2日必ず休ませますということになると、例えば土曜日の授業公開をすることになると、その週に関しては月曜から日曜までで考えると1日の休みしか取れないことになります。次の週に3日休むことになります、月曜日に振り替えを取っておりますので、土日とあるので。となると、ちょっと考え方が難しくなりますので、2週間、14日間の中で4日間は子どもたちに休養を与えましょうという考えで進めております。これは、子どもたちの過重な精神的な肉体的な負担を与えないためという考え方で、今言った考え方を学校には示させていただいております。

そこで、五中の振り替えなしの場面でありますけれども、これは例えば体育の日ですとか、途中で月曜日が休日になる、その前の土曜日に公開を行ったために、休日を含めると日、月と実際には子どもたちは休みを取っています。ということで、子どもたちの過重負担とはならないという判断で、こういった場合には振り替えを取らなくてもいいというふうに判断しているところであります。五中は、年間にそれが2回、ちょうど学校公開をした翌週の月曜日が祭日というところに当たっていたために、特に振り替えは取らないという考えで進めたものであります。

9番は、読書活動の推進についてであります。読書活動の推進につきましては、基本的には全校が推進をしているところであります。中学校は5分の4となっておりますけれども、枠外に※印で「モジュールの時間に読書時間を設定（3中）」とありますけれども、この5分の4ではない5分の1の学校がこの三中であります。ですから、三中也モジュールの時間を使って読書活動は行っているということになりますので、中学校も5校それぞれやはり読書活動は推進しているところでもあります。

10番は、その他であります。

（1）は小学校の連合行事としましては、連合音楽会と音楽鑑賞教室、中学校の連合行事としては、中学校の体育大会、陸上大会、駅伝大会というのが設定されております。

（3）番目、小中の連合行事として、連合書初め展を設定しております。

(4)、小中学校の運動会の日程はそこにあるとおりであります。

さらに、(5)の道徳授業地区公開講座、そしてセーフティ教室もそこに記載されているとおりでございますが、このような行事につきましては5月上旬には、また今年度23年度版の「学校へ行ってみよう」、今作成中ではありますが、そちらによってまた委員の皆様方にもご提示できるかと思えます。学校行事等に足を運んでいただき、学校の教育活動をぜひご覧いただければありがたいというふうに思っております。

教育課程の分析につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 詳しい説明ありがとうございました。お尋ねいたします。

第五中学校が振り替え休日を取らないことをしているということなのですが、このメリット、デメリットといいますかありましたら、そして、これがもしいい効果、いい結果を生むのであれば、他校もまねをしていいわけですから、ちょっとそのあたりをお聞かせください。

それから、あともう1点ですが、英語活動についてですが、先ほど年間を通して35時間、週にしますと1時間の英語活動だということをお聞かせいただいたんですけれども、週に1時間、合計35時間でどのような実績を上げられるのか、またどのようなことを目指して、これが十分足りる時数であるのかどうか。

それから、その下に、余剰時間があると英語活動に充てるということなのでしょうか。ちょっとその下の表ももう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 まず1点目の土曜授業についてでありますけれども、五中のような形をとるメリット、デメリットであります。基本的にデメリットはないというふうに考えます。

先ほど言いましたように、今、都教委は土曜日の授業のあり方についてということで、さまざまな形が考えられますが、学習指導要領の趣旨にある学校週5日制の基本的な考え方は継承すると、新しい学習指導要領でも述べております。ですが、土曜日の授業とか補習をすることによって、一つは、先ほども言いました家庭や地域の学校教育への理解とさらなる協力を得るために、広く学校の活動を

公開するという形で土曜授業の公開については認めているところであります。

ただ、振り替えを取る取らないにつきましては、東京都教育委員会は一昨年度通知を出しまして、授業時数の確保のためではだめであるという言い方をしています。つまり、授業時数を確保するために土曜日に授業をやって振り替えを取らないというのは趣旨に反する。あくまでも地域、保護者への公開を目的とする、交流を目的とするものであれば、月に2回までは振り替えを取らなくても認めますという文書を出しておりますが、条件的には子どもたちの過重負担にならないことを考えること、そして恒常的にならないこと。つまり第1、第3土曜日は常に公開ですというような恒常的なものではないという指定をして、認めているところであります。

ただ、東大和の場合には、学力向上等のためには夏休みの短縮、そして都民の日、創立記念日、開校記念日、これを授業日とするという形で授業時数の確保を図るということをしていきますので、土曜日に授業をした場合には振り替えを取るのを原則としました。

という考えで進めておりますので、五中の場合には必ず授業をやっても、その後2日間は休みを取れるときに振り替えを取っていないものですから、子どもたちの過重負担としてのデメリットはなしというふうに考えております。

メリットとしましては、当然のことながら授業日数、授業時数が増えるということですので、余剰時間が増やせるということになります。となれば、その余剰時間をさまざまな学習の発展的なもの、補充的なものに充てることができるというメリットがあると思いますので、ほかの学校でもしこれを同じような形式で出てきた場合には、教育委員会としては当然認めるという考えでおります。

2つ目、小学校外国語活動の目的は、児童のコミュニケーション能力の素地を養うというのが大きな目的であります。ですから、文法的なものを学んだり、ライティングとかヒアリングを突出して学ぶものではなくて、総合的に考えて子どもたちが豊かなコミュニケーションがとれるような活動を推進していくというものであります。これを、その素地を養うという考えでありますので週1時間、年間計画的にさまざまな形をとって学習を進めていくことというようなねらいを持っていますので、週1時間の中で充実した活動を年間進めていくという考えでおります。

なお、余剰時間を使ってということになりますけれども、各学年、各学校とも必

ず余剰時間というのを多数持っております。これは、例えばインフルエンザ等で学級閉鎖が行われた、または災害等によって休校にする。そのときにも標準時数を下回らなくて済むように、多くの時間数を余剰時間として取っています。特に、低学年の場合には、余剰時間をかなり多く取れる条件を持っておりますので、1、2年生の場合にはこの余剰時間を使って英語活動を行っております。ほかに、英語活動を行う教科、領域等がありません。3年生以上になりますと、「総合的な学習の時間」の中で、国際理解教育等の位置づけで英語活動を取り入れてまいりますので、その「総合的な学習の時間」の設定が可能になるというところもあります。

このような考え方で、できるだけ早い段階、小学校の低学年から少しずつ段階的に英語活動に触れさせ、豊かなコミュニケーションをとる、その能力の素地を養うことを目的として英語活動を進めているところであります。

以上でございます。

○鈴木委員長 いいですか。

小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

1点、こういうメリットがあると、余剰時間を増やせるなどということでしたら、他の4校にも奨励をしてもいいのではないかなと思いますが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 あくまでも、それでもオーケーですという言い方はしていますけれども、最終的には校長先生の年間を通した学校経営の中で、どこで学校公開日を持っていこうかというところでもありますので、3連休があるところに学校公開日を持っていこうという考え方ではなくて、計画的に学校公開を行ってまいりますので、それが3連休等とはなかなか合致しないのが現状なのかなというふうに思っていますので、そこは校長先生の経営方針によるものを尊重しているというところでもあります。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 十分わかりました。ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにいかがですか。

では、私のほうからお願いします。

9番、読書活動の推進で、中学校の1校がモジュールの時間に読書時間を設定していて、週40分やるという、そういう見方でいいんですか。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事　ご説明いたします。

中学校5校のうち4校につきましては、朝読書の時間の設定がございます。その朝読書の時間が、朝10分間という時間になってございます。よって、5校のうち3校につきましては、月曜日から金曜日まで5日間、毎朝10分ずつ、週で50分、朝読書を行っている形になります。

週40分というふうに書いてございます1校につきましては、週の中で4日間だけ朝読書を行うという、そういう設定の学校になってございます。そういう意味で、週40分、週50分というような表記になってございます。

モジュールの三中につきましては、朝の時間ではございません。こちらについては、設定が週で帯でとってございまして、教科の学習の時間であったり、またはその中で読書の時間を設けたりというような形で、学年に応じてそこに計画が組み込まれているというような状況でございます。そのほかの学校につきましては、全校で一斉に取り組むという朝読書の時間になってございます。

以上です。

○鈴木委員長　では、もう1点ですけれども、(2)の中学校の年間授業時数、質間が2点あるんですけれども。3年で最低994時間という学校が1校ありますけれども、これは標準時数を満たしているのかどうかということが1つ。

それから、同じ東大和の中学校で登校日数もほとんど同じだということなんです。多い学校と少ない学校の差が2年生は35時間ありますね。そうすると、これはおよそ1週間分以上の差がある。なぜこういう差が出てくるのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事　まず、994時間という時数でございますが、こちらの時数は980時間が標準時数となっております。よって、標準時数はクリアしているという形になります。余剰時数についても、クリアしている分余剰時数が発生しているというふうに考えます。

また、最低という言い方はいいか悪いかは別としまして、差が三十数時間出て

いるという点につきましては、各学校で自主的な行事、それから試験であったり、都立の入試であったり、さまざまな学校での行事の中で、カット時数というふうな名称を使いますが、その時間を授業を行わないということを各学校で決めております。そのカットをする時数が多い場合には、どうしても計画された授業時数が少なくなってしまうということが言えます。

ですので、こちらに書かれております第三中学校、第四中学校が出ておりますが、第四中学校においては例えば終業式であったり、そのとき4時間授業ではなく3時間授業で授業が終わるというようなことを行くと、授業時数が減ってしまうというようなことになってございます。これにつきましては、学校長の考えのもと、3時間での下校というような形にしているものと考えられます。

以上でございます。

○鈴木委員長 今のお話に関連してですが、授業時数のカウントの仕方ですが、行事や特活を授業時数でカウントしているというようなことはないんでしょうね。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 行事につきましては、授業時数にカウントしてはございません。ですので、各教科の時数でここに載せてある年間授業時数という形になってございます。

○鈴木委員長 わかりました。

教育課程の編成の話ですので、私なりにお願いがあるんですけども。やっぱり学校は授業ですから、授業の質と量だと思うんですね。だから、量の確保は今説明をいただいてよくわかりました。それで、あとは指導法の改善だと思うんですが、ぜひお願いしたいと思っていることは、小中連携する一つの内容として、指導法の改善についてぜひ研究を深めていただいたり、合同の実技研修を開いていただいたりして、授業の質を上げていただきたいと、そういうお願いが1点あります。

それから、2点目ですが、今年は大地震があつて防災教育ということがとてもまたクローズアップしてきていると思うんですけども、本市は中学校も小学校も、防災教育については今まで力点を置いて一生懸命にやってくれた学校が幾つかありますから、それを踏襲してやっていただきたいのと。防災教育は、防災に対する知識を子どもに植えつけるというのではなくて、将来の防災を担う

人を育てるという視点に立って、防災に立ち向かう態度を養う、そういう視点に立って防災教育を、また一層推進していただきたいと、そういうことをお願いしたいんです。

私からのお願いは以上です。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 2 平成24年度使用中学校教科用図書採択について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 それでは、平成24年度使用中学校教科用図書採択について、報告いたします。

資料には、教科書採択の小学校、中学校使用教科用図書採択要綱が資料として載ってございます。こちらのほうもあわせてご覧いただければと思います。

平成23年4月12日付、東京都教育委員会より、平成24年度使用教科書の採択についての通知がありました。中学校用教科書につきましては、追って送付される中学校用教科書目録に登載されている教科書のうちから採択することになります。

また、小学校用教科書につきましては、平成22年度と同一の教科書を採択しなければなりません。

本市におきましては、東大和市立小中学校使用教科用図書採択要綱に基づきまして、東大和市立小学校、中学校の教科用図書採択事務要領を制定いたしました。そちらは、資料のほうにございます教科用図書採択事務要領となっております。

この各要領に基づきまして、教科書採択資料作成会議委員及び調査部会委員の推薦を各校長会長へ依頼し、教科書採択事務を進めているところです。

今後、5月12日に第1回資料作成会議を開きまして、東大和市立中学校長そして副校長9名と、市民を代表して保護者2名に教育長から委員の委嘱を行っていただく予定です。

また、5月19日に第1回調査部会を開きまして、国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、技術家庭科、英語科、そのそれぞれの調査部会について、東大和市立中学校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭から6名、市民を代表して保護者各1名の計63名に、教育長から部会員の委嘱を行っていた

だく予定となっております。

このことについてご報告をいたします。以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3 平成24年度使用特別支援学級用教科用図書採択について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 平成24年度使用特別支援学級用教科用図書採択についてでございます。

こちら、先ほどお話しいたしました中学校教科用図書の採択と同じように、特別支援学級における教科用図書について採択替えを行います。採択替えを行う教科書につきましては、学校教育法第34条第2項に規定する教科用図書以外の教科用図書という形になります。

中学校教科用図書採択と同様に、東大和市立小中学校使用教科用図書採択要綱に基づきまして、東大和市立小中学校特別支援学級用教科用図書採択事務要領を同じく制定いたしました。その要領に基づきまして、教科用採択資料作成会議委員及び調査部会員の推薦を各校長会長へ依頼し、教科書採択事務を同じように進めているところでございます。

今後、中学校教科用図書採択と同日の5月12日に第1回の資料作成会議を開きまして、特別支援学級設置小学校長、中学校長2名と市民を代表して保護者2名に、教育長から委員の委嘱を行っていただく予定です。

また、5月19日に第1回の調査部会を開きまして、小学校調査部会では校長、教員合わせて4名、市民を代表して保護者2名の計6名、中学校調査部会では校長、教員で2名、市民を代表して保護者1名、計3名、小中合わせまして9名に、教育長から部会員の委嘱を行っていただく予定でございます。

以上で報告を終わります。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第4回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時52分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊